

中部地区英語教育学会・会則

- 第1条 本会は中部地区英語教育学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は運営委員長の勤務校におく。
- 第3条 本会は英語教育、その他ひろく言語教育に関する研究を行い、学としての英語教育学の確立、ならびに発展をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎの活動を行う。
1. 学会、研究集会、研究発表会などの開催
 2. 紀要の刊行
 3. その他必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の種類よりなる。
1. 個人会員(所定の会費を納入したもの)
 2. 学生会員(所定の会費を納入したもの)
 3. 賛助会員(本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入したもの)
- 第6条 本会の会員は以下の権利と義務を有する。なお、紀要投稿資格については、別に定める投稿規程による。
1. 個人会員と学生会員は研究大会において自由研究発表等を行う資格を有する。
 2. 賛助会員は研究大会において展示を行う資格を有する。
 3. 個人会員と学生会員は紀要を受け取る権利を有する。
 4. それぞれの会員は年度ごとに会費を納入する義務を有する。
 5. 個人会員と学生会員は総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。
- 第7条 本会につぎの役員をおく。
1. 会長 1名 副会長 2名
 2. 運営委員長 1名 運営委員 若干名
 3. 編集委員長 1名 編集事務局長 1名 編集委員 若干名
 4. 広報委員長 1名 広報委員 若干名
 5. 会計委員 2名
 6. 会計監査 2名
- 第8条 役員はつぎのようにして定める。
1. 運営委員および会計監査は総会において選出する。
 2. 会長および副会長は運営委員会において選出する。
 3. 運営委員長、編集委員長および広報委員長は運営委員会において互選する。
 4. 編集委員、広報委員、会計委員は運営委員会において選出する。
 5. 編集事務局長は編集委員会において選出する。
- 第9条 役員の任務をつぎのとおりに定める。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。
 2. 運営委員は運営委員会を組織し、学会の運営、および他団体との関係などにあたる。
- 第10条 役員の任期について
1. 会長、副会長、運営委員長の任期を2か年とし、再選を妨げない。ただし、2期4年までとする。
 2. 運営委員、会計委員、会計監査の任期を2か年とする。ただし、再選を妨げない。
 3. 編集委員長、編集委員の任期を3か年とし、引き続きの再選は認めない。
 4. 広報委員長、広報委員の任期を2か年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第11条 本会に名誉会長・顧問をおくことができる。名誉会長・顧問は運営委員会において推挙する。
- 第12条 総会は毎年1回これを開く。総会の議長は総会において選出する。
- 第13条 本会の経費は、会費1人年額個人会員5,000円、学生会員2,000円、賛助会員10,000円、その他の収入による。
会費は総会の際に直接納入するか、あるいは郵便振替(00750-1-50668)によって納入先中部地区英語教育学会に送金する。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば、変更することができる。

附 則

この会則は昭和 46 年 7 月 4 日から施行する。

平成 9 年 6 月 28 日一部改正

平成 10 年 6 月 27 日一部改正

平成 12 年 6 月 23 日一部改正

平成 13 年 6 月 23 日一部改正

平成 14 年 6 月 29 日一部改正

令和 3 年 6 月 26 日一部改正

令和 4 年 6 月 25 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日施行

令和 6 年 6 月 22 日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日施行